株主各位

東京都中央区日本橋本町三丁目5番1号第一三共株式会社代表取締役社長 中田 降

第1回定時株主総会招集ご通知

拝啓ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第1回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、平成18年6月28日(水曜日)17時30分(当社営業時間終了時刻)までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権の行使】

53頁及び54頁の【議決権の行使等についてのご案内】をご確認いただいたうえで、同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、上記の時刻までに到着するよう、折り返しご送付ください。

【インターネット等による議決権の行使】

53頁及び54頁の【議決権の行使等についてのご案内】をご確認いただいたうえで、議決権行使サイト (http://www.evote.jp/) において、賛否をご入力ください。

敬具

記

- **1.日** 時 平成18年6月29日(木曜日)午前10時
- 2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスホテル 2階 ローズルーム (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 株主総会の目的事項

報告事項 1.第1期(自平成17年9月28日 至平成18年3月31日)営業報告書、連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに会計監査人及び監査役会の監査結果報告の件

2. 第1期(自平成17年9月28日 至平成18年3月31日)貸借対照表及び 損益計算書報告の件

決議事項

第1号議案 第1期利益処分案承認の件

第2号議案 資本準備金減少の件

第3号議案 定款一部変更の件

第4号議案 取締役10名選任の件

第5号議案 監査役4名選任の件

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

53頁及び54頁【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

営業報告書

(自 平成17年9月28日) 至 平成18年3月31日)

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過及び成果

当社は、昨年9月28日、三共株式会社と第一製薬株式会社を完全子会社とする持株会社として設立されました。従いまして、当連結会計年度の業績は、両社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結業績に、当社の平成17年9月28日から平成18年3月31日までの業績を加えております。

世界の医薬品市場は米国市場が牽引し一定の成長を続けているものの、市場のボーダレス化、新薬開発の厳格化が一層進展し、グローバルメガ企業による研究開発面、販売面での熾烈な企業間競争が繰り広げられています。日本市場においても、国立大学病院の独立行政法人化、入院医療費包括評価制度の採用施設増加など医療費抑制策が浸透するとともに、台頭著しい外資系メーカーをはじめとする大手製薬メーカーとの企業間競争が激化し、経営環境はなお一層厳しさを増しています。

当社グループは有効性と安全性に関する情報提供を的確に実施し、医薬品の適正使用を基本としたマーケティング活動を展開した結果、第1期にあたる当連結会計年度において、売上高は、9,259億1千8百万円となりました。国内では、血圧降下剤オルメテック、カルブロック、広範囲経口抗菌製剤クラビット、高血圧・狭心症・慢性心不全治療剤アーチストなどが、また、海外では、合成抗菌剤レボフロキサシン原薬、血圧降下剤ベニカー(北米)・オルメテック(欧州)などが寄与しました。

利益面においては、品質・技術レベルの向上とコスト低減策を推進し、売上原価2,907億3千5百万円(原価率31.4%)、販売費及び一般管理費4,804億5千4百万円(うち研究開発費1,587億1千6百万円)を計上し、営業利益は、1,547億2千8百万円、経常利益は、1,597億1千4百万円となりました。

特別損失において、事業統合関連損失98億9千3百万円、遊休固定資産に係る減損損失52億5千3百万円等を計上した結果、当期純利益は876億9千2百万円となりました。

事業別の概況は以下のとおりです。

医薬品事業の売上高は、7,846億6千6百万円、営業利益は、1,481億1千4百万円となりました。

国内医療用医薬品では、後発医薬品の使用促進策が強化されるなど医療費抑制策が一段と浸透し、さらには平成18年4月の業界平均6.7%に及ぶ薬価改定を控え、不透明な市場環境のもと推移しました。

このような市場環境の中で、高脂血症治療剤メバロチンが低調に推移したものの、広範囲経

口抗菌製剤**クラビット**、血圧降下剤オルメテックなどの伸長に加え、抗血小板剤プラビックスの製造販売承認に伴う一時金収入の寄与もあり、売上高は、4,314億1百万円となりました。

海外医療用医薬品では、欧州での特許切れ及び米国での競争激化の影響で高脂血症治療剤プラバスタチン原体が低調でしたが、血圧降下剤ベニカー(米国)・オルメテック(欧州)が大幅に伸長、合成抗菌剤レボフロキサシン原薬も堅調に推移し、円安傾向による為替差益の発生もあり、売上高は、2,895億3千万円となりました。

ヘルスケア品では、市場が伸び悩む中、競合品の参入などにより発毛促進医薬品**カロヤンガッシュ**、ビタミンC主薬製剤システィナCなどが低調でしたが、医療用医薬品成分のスイッチOTC薬である水虫・たむし治療剤ラミシールATが好調に推移したことなどにより、売上高は、279億円となりました。

その他の事業は、売上高1,412億5千1百万円、営業利益61億4千6百万円となりました。 当社グループは、経営資源を医薬品事業に集中させるため、非医薬品事業の自立化を進め、 一層の経営効率化を図ってまいります。

研究開発活動

当社グループの当連結会計年度の研究開発費は医薬品事業を中心に1,587億1千6百万円、売上高研究開発費比率17.1%となりました。

当社グループは、グローバルに通用する革新的新薬の創生と早期販売を目指し、重点領域に集中的な研究開発投資を行い、「グローバル創薬型企業」の実現に向けた研究開発活動を推進しております。

今般の経営統合においては、いち早く三共株式会社と第一製薬株式会社の研究開発意思決定会議体を統合し、両社の研究開発マネジメントの一元化を図り、企業成長の原動力となる優先プロジェクトにこれまで以上のスピードをもって取り組んでおります。

開発状況につきましては、三共株式会社で、経皮吸収型鎮痛・抗炎症剤ロキソニンパップ(一般名:ロキソプロフェンナトリウム)が本年1月に承認され、5月に発売いたしました。また、第一製薬株式会社では、キッセイ薬品工業株式会社との共同開発品である排尿障害治療剤ユリーフ(一般名:シロドシン)と抗血小板剤プラビックス(一般名:硫酸クロピドグレル)は本年1月に承認され、5月に発売されました。プラビックスにつきましては、昨年9月のサノフィ・アベンティス社への全営業権移管合意に基づき、取得した製造販売承認を3月に同社の日本法人であるサノフィ・アベンティス株式会社へ承継し、製造面及びプロモーション面において今後も協力することとしております。

また、本年1月、三共株式会社は、米国でPI/PII試験段階にある心筋梗塞・脳梗塞治療剤 KAI-9803(当社開発番号CS-9803)の全世界での開発及び製造販売に関する独占的な権利を米国カイ・ファーマシューティカルズ社から取得し、今後同社の協力のもと本剤の開発を進めてまいります。

また、自社開発の動脈硬化性心血管疾患治療剤CS-505は、米国で実施したフェーズⅡ 試験において、期待した有効性を見出すことが出来なかったことから、また、株式会社三和化 学研究所との共同開発品である糖尿病性神経障害治療剤フィダレスタットは当社グループの研 究資源の選択と集中のための見直しの結果、それぞれ当社グループにおける開発を終結いたしました。

昨年11月アメリカ心臓協会年次学術集会において、三共株式会社製品であるプラバスタチン(製品名:メバロチン)を用いた大規模臨床試験(MEGA Study)の成績について発表されました。この試験は厚生労働省(当時厚生省)の委託研究事業として1993年に開始され、約8,000名の高脂血症患者を対象とし、心血管疾患の一次予防効果を平均5年以上観察した日本で初めての大規模臨床試験です。この試験により、日本における高脂血症治療の意義が改めて明確に証明されましたので、今後その内容を適切かつ正確に医療の現場に情報提供してまいります。

(2) 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は303億円であり、その主な内訳は次のとおりであります。

- · 三共株式会社 小名浜工場製造設備
- ・第一アスビオファーマ株式会社 医薬センター製造設備
- 株式会社第一ラジオアイソトープ研究所 千葉工場製造設備

(3) 企業集団の資金調達の状況

資金調達につきましては特記すべき事項はありません。

(4) 企業集団の対処すべき課題

当社グループは、今般の経営統合を機に、日本発のグローバル創薬型企業としての第一歩を 踏み出すべく、以下の経営課題に鋭意取り組んでおります。

① 完全統合の実現

当社グループは、事業統合スケジュールに従い、第一段階として、株式移転により共同持株会社である当社を設立し、以降順次統合作業を進め、2006年4月迄に、米国営業機能、欧米開発機能、並びにヘルスケア事業の統合を完了しました。今後さらに2007年3月末を目途に非医薬品事業のグループ外での完全自立化を完成させ、三共株式会社と第一製薬株式会社の医療用医薬品事業を持株会社である当社に統合して、全ての統合作業が完了する予定です。

完全統合の実現においては、業界最高水準の業務運営効率を目指し、ビジネス統合のための作業部会と、人事システムチーム等の共通支援チームを置き、グループー丸となって鋭意推進しております。統合の完了時には、人員の適正化やコスト構造のスリム化を達成し、統合相乗効果の着実な実現とともに、経営管理機能、事業推進機能の強化や人材の育成・発掘等も併せて実現してまいります。

② 医薬品事業への集中

当社グループは、事業の卓越性と継続的な成長を担保するため、医療用医薬品事業とヘルスケア事業からなる医薬品事業へ特化することとし、2007年3月末を目処に非医薬品事業専業のグループ会社のグループ外での完全自立化を図ってまいります。

既に昨年9月富士製粉株式会社は、日東製粉株式会社との合併契約を締結して本年4月に合併し、また、和光堂株式会社は、当社グループが所有する同社株式を本年5月にアサヒビール株式会社による公開買付けを通して売却することにより、それぞれ当社グループから独立しております。

③ 革新的新薬の創出力向上

当社グループは、未充足の医療ニーズに対し、革新的な新薬を開発することを目標とし、その実現のため、1)適正規模のグローバル研究開発組織、2)重点領域において革新的研究を遂行する規模の確保、3)主要な開発候補品を独自開発できる人材の確保、さらには4)効果的かつ効率的な開発プロジェクト管理とタイムリーな意思決定等を経営課題として体制作りに取り組んでおります。

今般の経営統合において、三共株式会社と第一製薬株式会社の研究開発マネジメント一元化を最優先の経営課題の一つと捉え、本年4月からの欧米開発組織統合を機に、1年前倒しでグローバル開発プロセスを稼動させております。このプロセスの稼動に先立ち、昨年10月に新たな統合の会議体として、グローバルR&D意思決定会議体(GEMRAD)を設置し、グループの重点領域を循環器、糖代謝、感染症、癌等とし、開発候補品の選択を行いました。さらに優先度評価を行い、抗血小板剤プラスグレル(CS-747)、抗Xa剤DU-176b、オルメサルタンとアムロジピンの配合剤CS-8663、タキサン誘導体(抗癌剤)DJ-927(経口)、抗血小板剤DZ-697bを最優先開発プロジェクトに選定し、開発プロジェクトチームを設置して研究開発を推進しております。

④ 国内外の収益基盤強化

国内医療用医薬品事業では、経営統合により当社グループのMR(医薬情報担当者)数は 2,500名を超える規模が見込まれ、質量とも卓越した営業力を確保することになります。さらに 全国規模の医薬品卸会社との取引関係の一層の強化により規模拡大のメリットを生かした流通 戦略の展開も可能となります。2007年4月以降、この総合的な営業力を背景にして、主力製品への取組みを集中し、売上拡大を図り、国内市場での基盤を一層強化してまいります。なお、統合効果の早期実現のため、オルメテックは昨年11月から、クラビットは本年4月より共同販売促進活動を開始しております。

海外医療用医薬品事業では、経営統合による規模メリットを活用し、米国を中心に優先プロジェクトの自社開発、自社販売による製品価値の飛躍的な増大を目指します。このため米国を中心とした海外開発・営業拠点の拡充は必須の経営課題となりますが、企業提携やM&A等外部資源の獲得も選択肢に入れ、拡充を図ってまいります。

また、本年4月より、米国における三共株式会社と第一製薬株式会社の拠点を統合し、第一三共Inc.を発足させ、基盤の拡充を図っております。

ヘルスケア事業においては、三共株式会社と第一製薬株式会社のヘルスケア事業を統合し、 新たに第一三共ヘルスケア株式会社を設立して、本年4月から営業を開始しました。

今後研究開発力、マーケティング力、営業力の有機的集中による既存ブランドや新製品の売 上拡大とローコスト体制構築により収益基盤を強化してまいります。

さらに、本年4月にアステラス製薬株式会社のヘルスケア事業子会社であるゼファーマ株式会社の全株式を取得し、子会社としました。2007年4月に第一三共ヘルスケア株式会社とゼファーマ株式会社の統合を予定しており、さらなる規模の拡大とブランド資産の増加による収益基盤の強化を目指します。

(5) 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移

① 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

	区	分	平成17年度 (当連結会計年度) 第1期
売	上	高(百万円)	925, 918
経	常 利	益(百万円)	159, 714
当	期 純 利	益(百万円)	87, 692
1 棋	も 当 当 期 純 和	利益(円)	119. 49
総	資	産(百万円)	1, 596, 126
純	資	産(百万円)	1, 237, 529

- (注) 1. 当社は平成17年9月28日設立のため、平成16年度以前の計数はありません。
 - 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づいて算出しております。なお、期中平均株式数については、自己株式数を控除して計算しております。

② 当社の営業成績及び財産の状況の推移

	区			分	平成17年度 (当期) 第1期
営	業	収	益	(百万円)	76, 656
経	常	利	益	(百万円)	73, 591
当	期	純 利	益	(百万円)	73, 545
1 构	ま当たり	当期純和	利益	(円)	100.06
総	ĵ	資	産	(百万円)	1, 209, 278
純	Ì	資	産	(百万円)	1, 206, 810

- (注) 1. 当社は平成17年9月28日設立のため、平成16年度以前の計数はありません。
 - 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づいて算出しております。なお、期中平均株式数については、自己株式数を控除して計算しております。

2. 企業集団及び当社の概況 (平成18年3月31日現在)

(1) 企業集団の主要な事業内容

第一三共株式会社は、子会社2社(三共株式会社・第一製薬株式会社)の共同持株会社として、平成17年9月28日に設立されております。当社グループは、子法人等2社、並びに両社の子法人等71社・関連会社8社による、合計82社により構成されております。当社グループは、医薬品事業を中心とした事業を行っております。

(2) 企業集団の主要な営業所、工場及び研究所

第一三共株式会社	本 社	東京都中央区
	本 社	東京都中央区
三 共 株 式 会 社	支 店	札幌、東北第一・東北第二(宮城県)、東京第一、 東京第二、埼玉、千葉、横浜、北関東(東京都)、 甲信越(東京都)、東海第一・東海第二(愛知県)、 大阪第一、大阪第二、神戸、京都、北陸(石川県)、 中国第一(広島県)、中国第二(岡山県)、四国(香 川県)、九州第一・九州第二・九州第三(福岡県)
	工場	小名浜(福島県)、平塚(神奈川県)、小田原(神 奈川県)、大阪
	研究所	東京都品川区
	本 社	東京都中央区
第一製薬株式会社	支 店	札幌、仙台、東京第一、東京第二、千葉・埼玉(千 葉県)、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、 高松、福岡
	研究所	東京都江戸川区
和 光 堂 株 式 会 社	本 社	東京都千代田区
日本乳化剤式会社	本 社	東京都中央区
三共アグロ株式会社	本 社	東京都文京区
三共ライフテック株式会社	本 社	東京都文京区
第一化学薬品株式会社	本 社	東京都中央区
株式会社第一ラジオアイソトープ研究所	本 社	東京都中央区
第一ファインケミカル株式会社	本 社	富山県高岡市
第一アスビオファーマ株式会社	研究所	大阪府三島郡
第一ファルマテック株式会社	工場	大阪、静岡、秋田
第 一 三 共 Inc.	本 社	米国 ニュージャージー州パーシパニー
ルイトホ°ルト゛・ファーマシューティカルス゛Inc.	本社	米国 ニューヨーク州シャーリー
三 共 ファルマ GmbH	本社	ドイツ ミュンヘン

(3) 株式の状況

① 株式の総数

会社が発行する株式の総数 発行済株式の総数

2,800,000,000株 735,011,343株 63,819名

② 株主数

③ 大株主

141-	-	kī	当社への	出資状況	当社の当該株主	主への出資状況
株	主	名	持 株 数	出資比率	持 株 数	出資比率
			千株	%	千株	%
日本マスタート	ラスト信託銀行株式	会社(信託口)	55, 883	7. 60	_	_
日本トラスティ	・サービス信託銀行株	式会社(信託口)	48, 316	6. 57	_	_
日本生	命保険相	互 会 社	41, 839	5. 69	_	_
エイロント	マンハッタン/ ドンエスエルオ ウ	トムニバス	15, 945	2. 16	_	_
株式会	社三井住	友 銀 行	13, 413	1.82	_	_
	ストリートバン ト カ ン パ ニ		12, 833	1.74	_	_
株式会社	三菱東京U	F J 銀行	9, 468	1. 28	_	_

- (注) 1. 持株数、出資比率ともに表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
 - 2. 上記信託銀行の持株数には、信託業務に係る株式が含まれております。
- ④ 自己株式の取得、処分等及び保有
 - (イ) 取得株式

当社普通株式

42,911株

取得価額の総額

96,666,040円

(口) 処分株式

当社普通株式

5,303株

処分価額の総額 12,246,855円

(ハ) 失効手続きをした株式

該当事項はありません。

(二) 決算期における保有株式

当社普通株式

37,608株

⑤ 新株予約権の状況

(イ) 現に発行している新株予約権の状況

該当事項はありません。

(ロ) 当連結会計年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権 該当事項はありません。

(4) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従	業	員	数	前	期	末	比	増	減	
					_					

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。
 - 2. 当社は平成17年9月28日設立のため、前期末比増減はありません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
76名	_	42.4歳	19.0年

- (注) 1. 当社従業員は三共株式会社及び第一製薬株式会社からの出向者であり、平均勤続年数は通算の 勤続年数を記載しております。
 - 2. 当社は平成17年9月28日設立のため、前期末比増減はありません。

(5) 企業結合の状況

① 重要な子法人等の状況

会	社	名	資 本	金	議決権比率	主要な事業内容
			百	万円	%	
三 共	株 式	会 社	68, 793		100.00	医薬品の研究開発・製造・販売
第一	製薬株	式 会 社	45, 246		100.00	医薬品の研究開発・製造・販 売
和 光	堂 株 式	会 社	2, 918		61. 16 (61. 16)	乳製品、食品等の製造・販売
日 本 乳	化 剤 株	式 会 社	300		100. 00 (100. 00)	化学品等の製造・販売
三共ア	グロ株	式 会 社	350		100. 00 (100. 00)	農薬等の製造・販売
三共ライ	イ フテック	株式会社	300		100. 00 (100. 00)	動物用医薬品、食品添加物等 の販売
第一化	学薬品株	式 会 社	1, 275		100. 00 (100. 00)	医薬品、試薬の製造・販売
株式会社第	ーラジオアイソ	トープ研究所	1, 400		100. 00 (100. 00)	放射性医薬品の製造・販売
第一ファ	インケミカル	株式会社	2, 276		100. 00 (100. 00)	ファインケミカル品、医薬品 の製造・販売
第一アス	ビオファーマ	株式会社	11,000		100. 00 (100. 00)	医薬品の研究開発・製造・販 売
第一ファ	ルマテック	株式会社	100		100. 00 (100. 00)	医薬品の製造
第一	三 #	ŧ Inc.	24.9百万米ト	ジル	100. 00 (100. 00)	医薬品の研究開発・販売
ルイトポルド	・ファーマシュー	ティカルズ Inc.	0.2百万米ト	ジル	100. 00 (100. 00)	医薬品の開発・製造・販売
三共	ファル	マ GmbH	16百万ユー	-口	100.00 (100.00)	医薬品の開発・製造・販売

(注)議決権比率の()内は、間接所有で内数であります。

② 企業結合の経過

- 1)第一アスピオファーマ株式会社は、平成17年10月1日に第一サントリーファーマ株式会社から社名変更しております。
- 2) 三共株式会社の米国子法人等である三共ファルマInc.が、平成18年3月31日付にて第一製薬株式会社の米国子法人等である第一ファーマ・ホールディングスInc.、第一ファーマシューティカルCorp.及び第一メディカル・リサーチInc.を吸収合併し、第一三共Inc.に社名変更しております。
- 3)第一三共ヘルスケア株式会社を平成17年12月16日に設立しております。平成18年4月1日付で三共株式会社と第一製薬株式会社のヘルスケア事業を、会社分割により第一三共ヘルスケア株式会社に承継し、営業を開始しております。
- 4) 和光堂株式会社につきましては、アサヒビール株式会社が平成18年4月25日より実施する公開買付けに応募し、三共株式会社他が保有する株式を譲渡することといたしました。

③ 企業結合の成果

上記の重要な子法人等14社を含む連結子法人等は57社であります。 当社の第1期であります当連結会計年度の売上高は9,259億1千8百万円、経常利益は1,597億1千4百万円、当期純利益は876億9千2百万円となりました。

④ 重要な提携等の状況

(イ) 技術導入

契約会社名	相手先	国名	技術内容
三共(株)	カイ・ファーマシュー ティカルズ社	アメリカ	心筋梗塞・脳梗塞治療剤「CS-9803」 に関する技術
第一製薬(株)	レ・ラボワトワール・セ ルヴィエ社	フランス	持続性組織ACE阻害剤「コバシル」に 関する技術
第一製薬(株)	エフ・ホフマン・ラ・ロ シュ社	スイス	持続性高血圧・狭心症治療剤、慢性 心不全治療剤「アーチスト」に関す る技術
第一三共Inc.	ジェンザイム社	アメリカ	高脂血症治療剤「ウェルコール」に 関する技術
ルイトポルド・ ファーマシューティ カルズInc.	バイフォー社	スイス	貧血治療剤「ヴェノファー」に関す る技術

(ロ) 技術導出

契約会社名	相手先	国名	技術内容
三共(株)	ブリストル・マイヤー ズ・スクイブ社	アメリカ	HMG-CoA還元酵素阻害剤(高脂血症治療剤)に関する技術
三共(株)	イーライ・リリー社	アメリカ	「CS-747] (虚血性疾患治療剤) に関する技術
三共(株)	ロシュ社	スイス	「CS-023」(カルバペネム系注射用 抗菌剤)に関する技術
第一製薬(株)	ジョンソン・アンド・ ジョンソン社	アメリカ	レボフロキサシン製剤に関する技術
第一製薬(株)	サノフィ・アベンティ ス・ファーマドイチュラ ント社	ドイツ	レボフロキサシン製剤に関する技術
第一製薬(株)	参天製薬株式会社	日本	レボフロキサシン眼科用製剤に関す る技術

(ハ) 販売契約等

契約会社名	相手先	国名	契約の内容
三共(株)	株式会社クレハ	日本	同社の抗悪性腫瘍剤「クレスチン」 の日本における独占販売 同社の慢性腎不全用剤「クレメジ
三共(株)	 グラクソ・スミスクライ ン株式会社	日本	ン」の日本国内における独占販売 同社の消化性潰瘍治療剤「ザンタッ ク」の日本国内における共同販売
三共(株)	興和株式会社	日本	高脂血症治療剤「リバロ」の日本国 内における共同販売
三共(株)	味の素株式会社	日本	同社の速効型食後血糖降下剤「ファスティック」の日本国内における販売
第一製薬(株)	サノフィ・アベンティス 社	フランス	同社の抗血小板剤「パナルジン」の 日本国内における独占販売
第一製薬(株)	東レ株式会社	日本	同社の天然型インターフェロン・ ベータ製剤「フエロン」の日本国内 における共同販売
第一製薬(株)	社団法人北里研究所	日本	同社のワクチン類の日本国内におけ る販売
第一製薬(株)	ジーイー・ヘルスケア社	ノルウェー	同社の非イオン性MRI用造影剤「オムニスキャン」の日本国内における独占販売
73 27 (11)	77777		同社の非イオン性造影剤「オムニパーク」の日本国内における独占販売
第一製薬(株)	ユーシービージャパン株 式会社	日本	同社のアレルギー性疾患治療剤「ジ ルテック」の日本国内における独占 販売
第一製薬(株)	日本ベーリンガーインゲ ルハイム株式会社	日本	同社の非ステロイド性消炎・鎮痛剤 「モービック」の日本国内における 独占販売
第一製薬(株)	株式会社ヤクルト本社	日本	同社の抗悪性腫瘍剤「トポテシン」 の日本国内における共同販売
第一製薬(株)	ゼリア新薬工業株式会社	日本	α型ヒト心房性ナトリウム利尿ポリ ペプチド製剤「ハンプ」の日本国内 における独占販売
第一製薬(株)	サノフィ・アベンティス 社	フランス	同社の抗血小板剤「プラビックス」 の日本国内における共同販促
第一製薬(株)	キッセイ薬品工業株式会 社	日本	同社の排尿障害治療剤「ユリーフ」 の日本国内における販売
第一三共Inc.	フォレスト・ラボラト リーズ社	アメリカ	血圧降下剤「ベニカー(オルメサル タン)」の米国内における共同販促
三共ファルマGmbH	メナリーニ社	イタリア	血圧降下剤「オルメテック(オルメ サルタン)」の欧州における共同販 売

(6) 取締役及び監査役

	役			職		E	E	名	7	担当または主な職業
代	表取	締	役	会	長	森	田		清	第一製薬株式会社代表取締役社長
代	表取	締	役	社	長	庄	田		隆	三共株式会社取締役
取		締			役	永	迫	弘	幸	第一製薬株式会社顧問
取		締			役	河	村	秀	穂	三共株式会社代表取締役副社長
取		締			役	池	上	康	弘	三共株式会社代表取締役社長
取		締			役	采			孟	第一製薬株式会社常務取締役
社	外	取	緕	育	役	仁	亚	圀	雄	財団法人日本交通管理技術協会会長
社	外	取	緕	fi	役	西	Ш	善	文	日本郵政株式会社代表取締役社長
社	外	取	緕	ř	役	矢	部	丈太	に郎	実践女子大学人間社会学部教授
社	外	取	緕	ř	役	杉	田	力	之	株式会社みずほフィナンシャルグループ名誉顧問
常	勤	監	垄	Ē	役	和	田	耕	Ξ	三共株式会社常勤監査役
常	勤	監	垄	£	役	井	上	敦	郎	
社	外	監	查	£	役	島	田		馨	三共株式会社監査役
社	外	監	垄	Ē	役	樋	\Box	公	啓	東京海上日動火災保険株式会社相談役

- (注) 1. 取締役のうち仁平圀雄氏、西川善文氏、矢部丈太郎氏、杉田力之氏は、旧商法第188条第2項第 7号/2に定める社外取締役であります。
 - 2. 監査役のうち島田 馨氏及び樋口公啓氏は旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する 法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

(7) 執行役員

役	Ľ	Ą	哉	E	E	4	3	担	当	ま	た	は	主	な	職	業	
執執執執執執	行行行行行行	役役役役役役	員員員員員員	高坂小高尾蓑	野井澤橋崎谷	芳 明利昭利	一学彦夫雄朗	総務管理 経営管理 財務ポポー 経営統 監査部長	『長 - ト =		ュニケ	ーシ	ョンき	部長			

(8) 取締役及び監査役に支払った報酬等の額

区	分	取	締	役		監	查	役	合		計	
		支給人員	支	給	額	支給人員	支	給 額	支給人員	支	給	額
定款または会決議に基づ	株主総づく報	10名		94百	万円	4名		30百万円	14名		124百	万円
計				94				30	_		124	

(注) 平成17年6月29日開催の三共株式会社の定時株主総会及び第一製薬株式会社の定時株主総会における株式移転による完全親会社設立の件において承認された取締役の報酬総額(使用人兼取締役の使用人分給与は含まない)は1営業年度4億5千万円以内、監査役の報酬総額は1営業年度1億2千万円以内であります。

(9) 会計監査人に対する報酬等の額

	支 払 額
① 当社及び子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	277百万円
② 上記①の合計額のうち、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第 1項の業務(監査証明業務)の対価として支払うべき報酬等の合計額	181百万円
③ 上記②の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	23百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、③の金額にはこれらの合計額を記載しております。 また、①及び②の金額には、米国基準に基づく監査証明業務に係る報酬等85百万円が含まれておりま

(10) 訴訟について

す。

① 米国において、ワーナー・ランバート社が、当社の子会社である三共株式会社が供給した原体(一般名:トログリタゾン)を使用して、平成12年3月まで製造販売しておりました糖尿病治療剤「レズリン」を服用した患者から、ワーナー・ランバート社らに対して、同剤の服用により被害を受けたとして、損害賠償などを求める訴訟が米国内において多数提起されております。そのうちの一部の訴訟については、三共株式会社の米国子会社である三共ファルマInc.(現第一三共Inc.)も被告となっており、ワーナー・ランバート社とともに、これらの訴訟に対応しております。これらの訴訟において原告が要求している救済には、損害賠償、懲罰的賠償が含まれております。

なお、三共株式会社とワーナー・ランバート社との同剤に関するライセンス契約には、同剤に関連して訴訟が発生した場合の、三共株式会社及び三共株式会社子会社の負担費用など(損害賠償金を含む)に関するワーナー・ランバート社による補填規定があります。

- ② 当社子会社である第一製薬株式会社は、ビタミンバルク販売に係わるカルテル問題で、米国においては、一部取引先を除き和解が成立しております。欧州においては、欧州委員会からの課徴金決定に対して、欧州第一審裁判所に控訴しておりましたが、本年3月、課徴金を1,800万ユーロに減額する旨の判決があり、同社はこれを受け入れました。課徴金の一部については、同社の平成14年3月期連結会計年度において特別損失に計上いたしましたが、この判決を受け、残額についても平成18年3月期連結会計年度において特別損失に計上しております。
- ③ 当社子会社である第一製薬株式会社は、米国において、マイラン社等が主力製品であるレボフロキサシンのジェネリック申請を行ったことに対し、同社の特許権の侵害であると判断し、同社及びライセンシーが共同で地方裁判所に提訴しておりました。一昨年12月同社側が勝訴しましたが、マイラン社グループは、本判決を不服として控訴しました。昨年12月、同社側は地方裁判所に続き控訴裁判所でも勝訴しました。今後とも、継続して知的財産の保護に注力してまいります。

3. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

(1) ゼファーマ株式会社の株式取得

当社は、平成18年3月31日付でアステラス製薬株式会社の100%子会社であるゼファーマ株式会社の全株式を取得することをアステラス製薬株式会社と合意し、平成18年4月13日に株式取得を完了しております。

- ①買収の目的
 - 一般用医薬品を中心とするヘルスケア事業の強化
- ②株式取得の相手会社の名称アステラス製薬株式会社
- ③買収する会社の名称、事業内容、規模

名称:ゼファーマ株式会社

事業内容:医薬品、医薬部外品、化粧品、食品等の開発・販売

資本金: 3億円

売上高:224億円(平成17年3月期通期換算)

④株式取得の時期平成18年4月13日

⑤取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

取得株式数:6,000株 取得価額:355億円

取得後の持分比率:100%

⑥支払資金の調達

自己資金

(2) 和光堂株式会社の株式譲渡

当社の連結子法人等である三共株式会社は、平成18年4月24日の同社取締役会において、同社の子会社である和光堂株式会社の株式について、アサヒビール株式会社が実施する公開買付けに応募することを決議いたしました。

①譲渡の理由

当社グループは医薬品事業に経営資源の集中を図るべく、非医薬品事業の見直しに取り組んでおります。そのような中、和光堂株式会社の事業性、成長性を高く評価するアサヒビール株式会社より、公開買付けにより和光堂株式会社の株式を買い付ける提案がなされました。アサヒビール株式会社の顧客満足と品質を追求する経営及び技術やノウハウ、多様な販売チャネルが、和光堂株式会社の今後の更なる事業発展につながるものと判断されることや、公開買付価格などの諸条件を総合的に勘案し、公開買付けに応募することといたしました。

②譲渡する相手会社の名称

アサヒビール株式会社

③譲渡の日程

平成18年4月25日 公開買付開始公告日

平成18年5月15日 公開買付期間末日

平成18年5月19日 公開買付決済開始日

④当該子会社等の名称、事業内容及び当社との取引内容

名称:和光堂株式会社

事業内容:育児用粉乳、ベビーフード、自動販売機用食品、家庭用食品、業務用粉乳、医薬

品、医薬部外品、化粧品、衛生用品、雑貨等の製造及び販売

取引内容:該当事項はありません。

⑤譲渡する株式の数、譲渡価額、譲渡益及び譲渡後の持分比率

譲渡株式数:3,533千株

譲渡価額:279億円

譲渡益:約198億円(連結ベース)

譲渡後の持分比率:0%

連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	百万円 (1, 596, 126)	(負債の部)	百万円 (346, 987)
I 流動資産	958, 483	I 流動負債	236, 833
現金及び預金	223, 979	支払手形及び買掛金	65, 596
受取手形及び売掛金	240, 173	短 期 借 入 金	13, 547
有 価 証 券	274, 510	未 払 法 人 税 等	26, 169
抵 当 証 券	16, 500	繰 延 税 金 負 債	31
たな卸資産	121, 694	返品調整引当金	657
繰 延 税 金 資 産	40, 911	売上割戻引当金	2, 204
そ の 他	41, 313	偶発損失引当金	3, 379
貸 倒 引 当 金	△599	そ の 他	125, 246
		Ⅱ 固定負債	110, 154
Ⅱ 固定資産	637, 643	長 期 借 入 金	3, 374
有形固定資産	289, 712	繰 延 税 金 負 債	23, 926
建物及び構築物	164, 047	退職給付引当金	68, 321
機械装置及び運搬具	47, 888	役員退職慰労引当金	3, 140
土 地	48, 892	土壤浄化対策引当金	2, 850
建設仮勘定	10, 010	そ の 他	8, 540
そ の 他	18, 874		
無形固定資産	36, 166	(少数株主持分)	(11, 609)
連結調整勘定	9, 788	少数株主持分	11, 609
そ の 他	26, 378		
投資その他の資産	311, 763	(資本の部)	(1, 237, 529)
投 資 有 価 証 券	256, 338	I 資本金	50, 000
長 期 貸 付 金	6, 154	Ⅱ 資本剰余金	179, 858
前払年金費用	17, 307	Ⅲ 利益剰余金	936, 513
繰 延 税 金 資 産	7, 403	Ⅳ その他有価証券評価差額金	80, 254
そ の 他	25, 090	V 為替換算調整勘定	735
貸 倒 引 当 金	△529	VI 自己株式	△9, 832
合 計	1, 596, 126	合 計	1, 596, 126

⁽注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

(単位 百万円)

		十八八十五万五十	(単位 日万円)
	科目	金	額
I	売上高		925, 918
П	売上原価		290, 735
	売上総利益		635, 182
III	販売費及び一般管理費		480, 454
	営業利益		154, 728
IV	営業外収益		
	受取利息	3, 326	
	受取配当金	1, 995	
	受取賃貸料	1, 148	
	その他	4, 480	10, 951
V	営業外費用		
	支払利息	313	
	たな卸資産処分損及び評価損	1, 587	
	寄付金	1, 099	
	創立費償却額	361	
	持分法による投資損失	349	
	その他	2, 253	5, 964
	経常利益		159, 714
VI	1 7 7 7 1 7 111111		
	固定資産売却益	4, 897	
	関係会社株式処分益	1, 179	
	投資有価証券売却益	649	
	厚生年金基金代行返上益	163	6, 890
VII	1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7		
	固定資産処分損	5, 550	
	事業統合関連損失	9, 893	
	減損損失	5, 253	
	偶発損失引当金繰入額	3, 379	
	土壤浄化対策引当金繰入額	2, 850	
	事業再編関連損失	1, 153	
	ビタミン独禁法関連損失	1, 125	
	投資有価証券評価損	346	
	特別退職加算金	160	29, 712
	税金等調整前当期純利益		136, 892
	法人税、住民税及び事業税	54, 207	
	法人税等調整額	△5, 011	49, 196
	少数株主利益		3
	当期純利益		87, 692

⁽注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

連結の範囲に関する事項

連結子法人等は57社であります。

主要な連結子法人等の名称は「営業報告書 2.企業集団及び当社の概況(5)企業結合の状況 ①重要な子法人等の状況 に記載しております。

なお、三共㈱の連結子法人等であった日本ダイヤバルブ㈱、九州三共㈱及び三共フーゾ㈱を株式の売却等により、期首において連結の範囲から除外しておりますが、利益剰余金期首残高には含めております。エフピー 化工㈱は、株式を売却したため、期中において連結の範囲から除外しております。

また、第一製薬㈱の連結子法人等であった東京医薬紙器㈱及び西邨紙器㈱は、第一製薬㈱が保有株式の一部を売却したため、期中において連結の範囲から除外し、持分法を適用しております。第一ファインケミカルズ Inc. は、清算が結了したため連結の範囲から除外しております。

三共㈱の連結子法人等であったディスメドAG、第一製薬㈱の連結子法人等であった関西第一サービス㈱、第一テクノス㈱、㈱第一サントリー生物医学研究所及び第一製薬(中国)有限公司は、他の連結子法人等と合併しております。三共㈱の連結子法人等であった三共ファルマInc. と第一製薬㈱の子法人等であった第一ファーマ・ホールディングスInc.、第一ファーマシューティカルCorp. 及び第一メディカル・リサーチInc. の4社は平成18年3月31日付で合併し、新たに第一三共Inc. となっております。

当連結会計年度において設立した第一三共ヘルスケア(㈱及び三共グルンドステュックGmbH&Co. オブジェクト・ミュンヘンKGを、新規連結しております。

非連結子法人等(三共保険エージェンシー㈱、ゴードー不動産㈱、上海三共製薬有限公司他)は、小規模会 社であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれ も連結計算書類に対する影響が軽微であるため、連結の範囲から除外しております。

持分法の適用に関する事項

持分法を適用している関連会社はサノフィパスツール第一ワクチン㈱他5社であります。

持分法適用外の非連結子法人等(三共保険エージェンシー(㈱、ゴードー不動産(㈱、上海三共製薬有限公司他)及び関連会社(㈱東京薬業会館他)は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、全体として連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用から除外しております。

連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等のうち、決算日が12月31日の会社については、連結計算書類の作成にあたって、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に重要な取引が生じた場合、連結上必要な調整を行っております。

(決算日が12月31日の会社)

ルイトポルド・ファーマシューティカルズInc.、第一アスビオ・ファーマシューティカルズInc.、三共ファルマGmbH及び子会社12社、第一製薬(北京)有限公司他5社

なお、三共ファルマInc. (現・第一三共Inc.) は、第一ファーマ・ホールディングスInc.他との合併を機に、 決算期を3月31日に変更しておりますが、当連結会計年度においては平成17年12月31日現在の計算書類を使用 しております。

株式移転に伴う資本連結手続に関する事項

当社は、株式移転制度の利用により三共㈱と第一製薬㈱(以下「完全子会社」)の完全親会社として設立いたしました。この企業結合による資本手続は、「株式交換及び株式移転制度を利用して完全親子会社関係を創設する場合の資本連結手続」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第6号)に準拠し、持分プーリング法による処理を行っております。

今回の企業結合については、完全子会社の業務内容及び財政状態等を総合的に勘案し、当社グループのリスクと便益を完全子会社が継続的に共同して負担及び享受することとなるため、持分の結合に該当すると判断いたしました。

会計処理基準に関する事項

- 1. 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券

満期保有目的の債券

……主として償却原価法(定額法)によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

……主として決算時の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

時価のないもの

……主として移動平均法による原価法によっております。

- (2) デリバティブ
 - ……時価法によっております。
- (3) たな卸資産

……主として総平均法による低価法によっております。

- 2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産

当社及び国内連結子法人等は定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物 (附属設備を除く) については定額法によっております。 在外連結子法人等は、主として定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 15~50年

機械装置及び運搬具 4~7年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、将来の費用削減効果が確実な自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。

3. 繰延資産の償却の方法

創立費

支出時に全額費用として処理しております。

4. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等 特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 返品調整引当金

連結子法人等の三共㈱、第一製薬㈱及びその他一部の連結子法人等は、連結会計年度末日後の返品損失に備えるため、将来の返品見込額に対し、売上利益及び廃棄損失相当額の合計額を計上しております。なお、戻入額268百万円は売上原価で処理しております。

(3) 売上割戻引当金

連結子法人等の三共㈱、第一製薬㈱及びその他一部の連結子法人等は、将来の売上割戻しに備えるため、連結会計年度末特約店在庫金額及び連結会計年度末売掛金額に支出見込率を乗じた金額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

国内連結子法人等は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年 金資産の見込額に基づき計上しております。

一部の在外連結子法人等は、所在地国における一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき計上しております。

過去勤務債務は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (5年~10年) による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (5年~10年) による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。 ただし、連結子法人等の三共㈱は発生時に全額を費用処理しております。

(追加情報)

連結子法人等の第一製薬㈱は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、 平成17年1月1日に厚生労働大臣から過去分返上の認可を受け、平成17年5月31日に国に返還額(最低責任準備金)の納付を行いました。

当連結会計年度の損益に与えている影響額は、特別利益163百万円であります。

(5) 役員退職慰労引当金

国内連結子法人等は、役員の退職時に支給される退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会 計年度末要支給額を計上しております。

一部の在外連結子法人等は、役員退職慰労金の支出に備えて、当連結会計年度末までに発生していると 認められる額を計上しております。

(6) 偶発捐失引当金

将来発生する可能性のある偶発損失に備えるため、偶発事象毎に個別のリスクを検討し、合理的に算定した損失見込額を計上しております。

(7) 土壤浄化対策引当金

土壌浄化対策に係わる損失に備えるため、土地の一部における浄化対策費用の見積額を計上しております。

5. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算時の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理して おります。なお、在外子法人等の資産及び負債は決算時の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用 は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含 めて計上しております。

6. 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通 常の賃貸借取引に係る方法に進じた会計処理によっております。

- 7. 重要なヘッジ会計の方法
 - (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には、 振当処理によっており、金利スワップについてはヘッジ会計の要件を満たし、さらに想定元本、利息の受 払条件及び契約期間がヘッジ対象となる借入金と同一であるため、特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段:為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象:外貨建債権債務及び予定取引、借入金

(3) ヘッジ方針

輸出入取引に係る為替変動リスク、借入金の金利変動リスクをヘッジし、投機目的によるデリバティブ 取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約は取引の重要な条件が同一であり、金利スワップは特例処理によっているため、ヘッジ効果が極めて高いことから、有効性の評価を省略しております。

8. その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

全面時価評価法を採用しております。

連結調整勘定の償却に関する事項

原則として5年間で均等償却することとしております。ただし、金額が僅少の場合は、発生した年度に一括 償却しております。

(連結貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

543,118 百万円

(788)

2. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産並びに担保付債務は次のとおりであります。

担保資産	百万円	百万円
建物及び構築物	2, 285	(1, 840)
機械装置及び運搬具	2, 321	(2, 321)
土地	900	(757)
有形固定資産のその他	60	(60)
投資有価証券	766	(-)
1	6, 333	(4, 979)
担保付債務	百万円	百万円
短期借入金	415	(88)
長期借入金	1, 367	(700)

1,782

上記のうち、()内書は工場財団抵当並びに当該債務を示しております。

3. 保証債務の金額 2,920 百万円

4. 手形割引高 93 百万円

5. 非連結子法人等及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

投資有価証券(株式) 2,106 百万円

投資その他の資産のその他(出資金) 7.213 百万円

(連結損益計算書関係)

計

1. 1株当たりの当期純利益 119.49円

2. 研究開発費の総額 158,716 百万円

3. 事業統合関連損失

当社グループにおける三共グループと第一製薬グループとの医薬品事業統合に伴う一時費用であり、その主な内訳は次のとおりであります。

の主な内訳は次のとおりであります。 海外事業統合関連費用 7,086 百万円

ヘルスケア事業統合関連費用 968 百万円

その他調査費用等 1,838 百万円

4. 減損損失

当社グループ (当社及び連結子法人等) は、事業用資産については製品の種類や営業活動の類似性、企業集団としての整合性、及び将来的な管理の継続性を考慮して管理会計上の事業別損益管理区分によりグルーピングしており、また、賃貸資産及び事業の用に直接供していない遊休資産については個々にグルーピングしております。

当連結会計期間において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	摘要
福島県いわき市	小名浜工場医薬品製造設備	建物及び機械装置等	遊休
札幌市白石区	旧札幌物流センター物流設備	土地	遊休
栃木県下野市	旧栃木研究センター研究設備	建物及び土地等	遊休
茨城県土浦市	社宅用地等	土地	遊休
千葉県山武市	千葉工場工場用地	土地	遊休

上記の資産グループは、遊休状態であり今後の使用見込みも未確定なため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(5,253百万円)として特別損失に計上いたしました。

その内訳は、建物及び構築物2,442百万円、機械装置1,888百万円、土地901百万円、その他20百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、鑑定評価額又は固定資産税 評価額を合理的に調整した価額等に基づき算定しております。

5. 偶発捐失引当金繰入額

最低購入数量の規定がある商品購入契約に係る、将来の違約金等の損失見積額であります。

6. 事業再編関連損失

医薬品事業に集中するため、周辺事業の整理を進めており、その一環として実施した関係会社株式の売却により生じた損失及び外部のアドバイザーへの支払費用であります。

7. ビタミン独禁法関連損失

ビタミンカルテルの欧州における控訴審判決に伴う課徴金であります。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

国内連結子法人等のうち、三共㈱及び国内連結子法人等は確定給付型の制度として、主に退職一時金制度及び適格退職年金制度を採用しております。また、一部の連結子法人等では総合設立型厚生年金制度に加入しております。第一製薬㈱及び国内連結子法人等は、主にグループ連合型による確定給付企業年金制度と確定拠出年金制度を採用しております。一部の在外連結子法人等では、確定給付型または確定拠出型の年金制度を設けております。

なお、退職給付会計に準拠した数理計算の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

2. 退職給付債務に関する事項

	退職給付債務 (注)1	△148,160 百万円		
	年金資産 (注) 2	97, 909		
_	未積立退職給付債務	△50, 251		
	未認識数理計算上の差異	2, 064		
	未認識過去勤務債務	△2, 827		
	連結貸借対照表計上額純額	△51, 014		
	前払年金費用	17, 307		
-	退職給付引当金	△68, 321		

- (注) 1. 一部の連結子法人等は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。
 - 2. 総合設立型厚生年金基金制度の年金資産の額8,891百万円(自社の拠出に対応する金額を合理的に計算することが出来ないため、掛金拠出割合で計算)は、上記年金資産に含まれておりません。
- 3. 退職給付費用に関する事項

勤務費用 (注) 1・2	8,715 百万円
利息費用	3, 272
期待運用収益	△2, 338
数理計算上の差異の費用処理額	$\triangle 1,437$
過去勤務債務の費用処理額	△870
臨時に支払った割増退職金等	1,620
退職給付費用	8, 961
厚生年金基金代行返上益	△163
その他 (注) 3	884
	9, 681

- (注) 1. 簡便法を採用している連結子法人等の退職給付費用は、勤務費用に計上しております。
 - 2. 総合設立型厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除しております。
 - 3. 確定拠出年金の掛金支払額及び退職年金前払制度による従業員に対する前払退職金支給額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法 割引率 主として2.5% 期待運用収益率 2.5~3.0% 過去勤務債務の額の処理年数 5年~10年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。) 数理計算上の差異の処理年数 5年~10年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれ翌連結会計年度か

ら費用処理することとしております。) ただし、三共㈱は

発生時に全額費用処理しております。

(税効果関係)

2.

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		
繰延税金資産		
退職給付引当金超過額	25, 879	百万円
前払委託研究費・共同開発費等	21, 546	
減価償却費	16, 914	
繰越欠損金	15, 840	
未払賞与	10, 330	
たな卸資産未実現利益・評価損	8,009	
固定資産未実現利益	6, 106	
減損損失	4, 402	
未払事業税	2, 181	
その他	20, 679	
繰延税金資産小計	131, 891	
評価性引当額	△32, 484	
繰延税金資産合計	99, 407	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△55, 030	
固定資産圧縮積立金	△9, 604	
前払年金費用	△6, 948	
その他	△3, 468	
繰延税金負債合計	△75, 052	
繰延税金資産(負債)の純額	24, 355	
(注)繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれてお	おります。	
流動資産-繰延税金資産	40, 911	百万円
固定資産-繰延税金資産	7, 403	
流動負債-繰延税金負債	$\triangle 31$	
固定負債-繰延税金負債	△23, 926	
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異	異があるときの、当該	差異の原因
となった主要な項目別の内訳		
法定実効税率	40. 5	%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	5. 2	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.0	
評価性引当額の増減額	△3. 1	
試験研究費の法人税額特別控除	△6. 2	
その他	0.5	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35. 9	

貸 借 対 照 表

(平成18年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) I 流動資産	百万円 (1, 209, 278) 58, 187	(負債の部) I 流動負債	百万円 (2, 467) 2, 467
現金及び預金	41, 900	- 1 加勤負債 - 未 払 金	2, 110
繰延税金資産	172	未払費用	165
未 収 入 金	1, 380	未払法人税等	138
未収還付法人税等	14, 541	未 払 消 費 税 等	45
そ の 他	193	預り 金	8
Ⅱ 固定資産	1, 151, 090		
有形固定資産	39	(資本の部)	(1, 206, 810)
建物	27	I 資本金	50, 000
工具器具及び備品	11	Ⅱ 資本剰余金	1, 083, 350
無形固定資産	296	資 本 準 備 金	1, 083, 349
商標権	296	その他資本剰余金	0
そ の 他	0	自己株式処分差益	0
投資その他の資産	1, 150, 755	Ⅲ 利益剰余金	73, 545
関係会社株式	1, 150, 654	当期未処分利益	73, 545
繰 延 税 金 資 産	16	Ⅳ 自己株式	△84
そ の 他	83		
合 計	1, 209, 278	숌 計	1, 209, 278

⁽注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成17年9月28日 至 平成18年3月31日)

(単位 百万円)

	科目	金	額
I	営業収益		
	受取配当金	73, 501	
	経営管理料	3, 155	76, 656
П	営業費用		
	一般管理費	2, 707	2, 707
	営業利益		73, 948
III	営業外収益		
	受取利息	2	
	その他	2	4
IV	営業外費用		
	創立費償却額	361	
	その他	0	361
	経常利益		73, 591
	税引前当期純利益		73, 591
	法人税、住民税及び事業税	235	
	法人税等調整額	△189	45
	当期純利益		73, 545
	当期未処分利益		73, 545

⁽注)記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

(重要な会計方針)

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1)有価証券

子会社株式……移動平均法による原価法によっております。

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産………定率法によっております。
 - (2)無形固定資産………定額法によっております。
- 3. 繰延資産の処理方法

- 4. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通 常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- 5. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する債権債務

短期金銭債権

1,380 百万円

短期金銭債務

1,248 百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

5 百万円

3. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用する重要な固定資産は電話交換機、複写機等であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高

営業収益

76,656 百万円

営業取引以外の取引高

41 百万円

2. 1株当たりの当期純利益

100.06 円

(税効果関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

前払費用等	61 百万円
未払賞与	56
未払事業税	42
減価償却費	16
その他	11
繰延税金資産合計	189
	189

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.7 %
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△40. 6
その他	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0. 1

利 益 処 分 案

科	目	金	額
(当期未処分利益の処分)			円
当期未処分利益		73	, 545, 250, 074
合	計	73	, 545, 250, 074
これを次のとおり処分い	たします。		
配当金 (1株につき25円)		18	, 374, 343, 375
次期繰越利益		55	, 170, 906, 699
(その他資本剰余金の処分)			円
その他資本剰余金			544, 358
これを次のとおり処分い	たします。		
その他資本剰余金次期繰越	高		544, 358

⁽注) 平成17年9月27日の最終の株主名簿に記載された三共㈱及び第一製薬㈱の株主に対し、それぞれの中間 配当金の支払に代えて、旧両社普通株式1株につき25円の株式移転交付金を支払っております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月12日

第一三共株式会社 取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士三 和 彦 幸 印業務執行社員 公認会計士三 和 彦 幸 印

指定社員 公認会計士浜 嶋 哲 三 印業務執行社員 公認会計士浜 嶋

指定社員 公認会計士大谷 秋 洋 印業務執行社員 公認会計士大 谷 秋 洋 印

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、第一三共株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い第一三共株式会社 及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

営業報告書に記載されているゼファーマ株式会社の株式取得及び和光堂株式会社の株式譲渡 に関する後発事象は、次期以後の会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産又は損益 の状態に重要な影響を及ぼすものである。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間における連結計算書類(連結貸借対照表および連結損益計算書)に関して各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

監査の実施に当たって、各監査役は監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、連結計算書類について取締役等および会計監査人から報告および説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人 あずさ監査法人の監査の方法および結果は、相当であると認めます。

平成18年5月17日

第一三共株式会社 監査役会

常勤監査役 和田耕三⑩

常勤監査役 井上敦郎 ⑩

監査役 島田 馨 印

監査役 樋口公啓®

(注)監査役 島田 馨および監査役 樋口公啓は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月12日

第一三共株式会社 取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士三 和 彦 幸 印業務執行社員 公認会計士三 和 彦 幸 印

指定社員 公認会計士浜 嶋 哲 三 印業務執行社員

指定社員 公認会計士大谷 秋 洋 印業務執行社員 公認会計士大谷 秋 洋 印

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、第一三共株式会社の平成17年9月28日から平成18年3月31日までの第1期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書(会計に関する部分に限る。)及び利益処分案並びに附属明細書(会計に関する部分に限る。)について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書(会計に関する部分に限る。)は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書(会計に関する部分に限る。) について、旧商法の規定により指摘すべき事項はない。

営業報告書に記載されているゼファーマ株式会社の株式取得に関する後発事象は、次期以後の会社の財産又は損益の状態に重要な影響を及ぼすものである。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成17年9月28日から平成18年3月31日までの第1期営業年度における取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

監査の実施に当たって、各監査役は監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役会およびその他重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査部門等から営業に関する報告を聴取し、決裁書類その他重要な書類を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況(法令等遵守体制及びリスク管理体制等の内部統制システを含む)を調査いたしました。子会社に対しても営業の報告を求め、必要に応じて業務および財産の状況を調査いたしました。また、会計監査人の独立性を監視し、会計監査人からその監査に関する報告および説明を受け、計算書類および附属明細書につき検討を行いました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会 社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等に関しては、上記 の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査 いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人 あずさ監査法人の監査の方法および結果は、相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社の財産の状況その他の事情に照らして指摘すべき事項は 認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務も含め、不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供 与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等についても、取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月17日

第一三共株式会社 監査役会

 常勤監査役
 和 田 耕 三 ⑩

 常勤監査役
 井 上 敦 郎 ⑩

 監査役
 島 田 馨 ⑩

 監査役
 桶 口 公 啓 ⑩

(注) 監査役 島田 馨および監査役 樋口公啓は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 第1期利益処分案承認の件

利益処分案は添付書類(31頁)に記載のとおりであります。

当社は、グループの事業活動から得られた成果の配分を最も重要な経営課題の一つとして位置付けており、業績や資本効率の観点を反映した利益還元を重視するとともに、今後の成長戦略展開に備え、内部留保の充実などを総合的に勘案し、利益配分を決定してまいります。

配当につきましては、2009年度に株主資本配当率 (DOE) 5%の達成を中期的な目標に掲げ、安定的な増額を図ってまいります。

以上の方針に基づき、当期の利益配当金につきましては、1株につき25円とさせていただきたく存じます。

なお、株式移転に伴い、中間配当金に代えて、1株につき25円の株式移転交付金をお支払いしておりますので、これを含めますと年間配当金は1株につき50円となります。

第2号議案 資本準備金減少の件

分配可能額(配当可能利益)の確保・充実や自己株式の取得など、今後の機動的かつ戦略的な資本政策に備えるために、会社法第448条第1項の規定に基づき、平成18年8月15日を効力発生日として、資本準備金1,083,349,792,960円のうち、903,491,489,399円を減少させ、これをその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という。)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、「会社法」及び「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) 会社法に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第4条(機関)を新設するものであります。
- (2) 当社の公告方法について、公示機能として優れ、公告コストの削減効果が見込める電子 公告制度を採用することといたしたく、予備的公告の方法と併せて、現行定款第4条(公告 の方法)の規定を変更するものであります。
- (3) 会社法に従い、株券を発行する旨を定めるため、第8条(株券の発行)を新設するものであります。
- (4) 単元未満株式の権利を合理的な範囲に制限するため、第10条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
- (5) インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、提供することができるよう、第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (6) 取締役会を機動的に行うことができるよう、第25条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
- (7) 補欠監査役の予選の効力を、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとすることができるよう、第31条(補欠監査役の予選の効力)を新設するとともに、現行定款第30条(補欠監査役)を削除するものであります。
- (8) 社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、社外監査役との間で責任限定契約を締結することを可能にするために、第36条(社外監査役の責任免除)を新設するものであります。
- (9) 当会社の設立に伴い規定した附則を、必要がなくなったため削除するものであります。
- (10) その他、「会社法」及び「整備法」が施行されたことに伴い、規定の整備、条文の加除 に伴う条数の変更、字句・用語変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示しております)

				_		(下版16、 久久即)	ガを示してわります)
現	行	定	款		変	更	案
	第1章	総則				第1章 総則	
第1条 ~ 第	3条 (条:	文省略)		第1条	~ 第	3条 (現行どお	(b)
				(機関])		
	(新	段)		第4条	当会社	は、株主総会及び	取締役のほか、次の
					機関を	置く。	
					(1)	取締役会	
					(2)	監査役	
					(3)	監査役会	
					(4)	会計監査人	
(公告 <u>の</u> 方法)				(公告)	方法)		
第 <u>4</u> 条 当会社	比の公告は、	日本経済	₹新聞に掲載 <u>す</u>	第 <u>5</u> 条	当会社の	の公告 <u>方法は、電</u>	子公告とする。但し、
<u>る</u> 。					事故そ	の他やむを得ない	事由によって電子公
					告によ	る公告をすること	<u>ができない場合</u> は、
					日本経	済新聞に掲載 <u>して</u>	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	第2章	株式				第2章 株式	•
(株式 <u>の</u> 総数)				1,2-1,4	可能株式		
			は、28億株とす	第 <u>6</u> 条		:の発行 <u>可能株式</u> 約	総数は、28億株とす
			れた場合は、こ		る。		
	当する株式	<u>数を減ず</u> る	0				
(自己株式の取				— .	朱式の取	. • /	
		.,	<u> 1 項第 2 号</u> の規	711			条第 <u>2項</u> の規定によ
· ·			もって自己株式				って市場取引等によ
を <u>買い</u>	<u>受け</u> ること	ができる。		(Id M		株式を <u>取得す</u> るこ	とができる。
	/ Japa -	:n.\			<u>の発行)</u>	•	W 2 767 1 W
(4 W → m lat1:	(新					は、株式に係る株	
(1単元の株式		4-4-5-44	anniel L			び単元未満株券の	
第 <u>7</u> 条 当会社	:の <u>1 単元の</u> 校	R式 <u>の</u> 数は、	100株とする。			の <u>単元</u> 株式数は、	
				2.			かかわらず、単元未
							しない。但し、株式
							についてはこの限り
					でない	<u> </u>	

	現 行		 定	 款			更	 案
			Æ	孙		久	<u> </u>	
	ト満株券の不多	<u> </u>	b - 161 x x	He You and I have be			(A # L 3)	
第8条	当会社は、						(削除)	
				<u>)に係る株</u>				
	24 - 2 - 1 - 1			<u> 汲規程に定め</u>				
	<u>るところに</u> ~	ついてはこの	の限りで	<u>ない。</u>	/W =	L. N. 191. — 182. —	- 16-41)	
		(ついての権利)	\1 N==12 \
		(新設)			第10条		株主(実質株主を含	
							14 / 2 / / - / / / / / / /	式について、次に
							利以外の権利を行	使することができ
						ない。		
								<u> 各号に掲げる権利</u>
								<u> 仮規定による請求</u>
							<u>する権利</u>	
								に応じて募集株式
							H-1 - 1/2 - 3/ / IC///	株予約権の割当て
						_	受ける権利	
							条に定める請求を	する権利
	卡満株式の買 り	/			(1)	未満株式の	у н - /	
第 <u>9</u> 条	当会社の <u>単</u>				第 <u>11</u> 条		株主は、株式取扱	
				式取扱規程に				未満株式の数と併
	/	•		未満株式の数				株式を売 <u>り</u> 渡す <u>こ</u>
				る <u>べき</u> 数の株		<u>と</u> を請求	することができる	Ō
/ L	式を売渡す <u>′</u>	<u>べき旨</u> を請え	求するこ	とができる。	(14.) 4			
	<u>事換代</u> 理人)	luli —lbaa — — — ba	5 35 ±. L	5+ //s ==== 1 . 3: 1===	·	名 <u>簿管</u> 理人	*	
第 <u>10</u> 条	当会社は、	株式につき	名 <u>義書</u>	<u>換代</u> 埋人を置	第 <u>12</u> 条	当会社は	、 <u>株主</u> 名 <u>簿管</u> 理人	を置く。
	く。 4 * キ セル	m T = x = z	マキックエー	27 (B = C) 1 TC		144 - 2- 12 to to	· /************************************	76 T. In 1870 1
2.	名 <u>義書換代</u> 理				2.			務取扱場所は、取
		我によつ(<u>1</u>	<u> </u>	これを公告す		柿伎会の	決議によって定 <u>め</u>	<u>්</u> බං
	る。		FF-44-2- 7- 7-	* /NI T [#+		VANA	世子 2	ナカ燃ナ 会よ ロ
3.	当会社の株式				3.			主名簿を含む。以
				ド喪失登録簿 ままに#よ署				<u>簿</u> 及び株券喪失登
				場所に備え置			成並びに備置きそ	
				朱式の買取り			1,000	<u>失登録簿に関する</u>
	及い真増し、	休乔矢効	于続、 その	の他株式に関		<u> 事務は、</u>	これを休王名簿管	理人に委託し、当

する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当

会社において<u>これを</u>取扱わない。

会社において<u>は</u>取り扱わない。

	現	行	定	款			変	更	案
	対扱規程)						文扱規程)		
第 <u>11</u> 条	<u>未満株式の</u> その他株式	<u>株券の種類、</u> ○買取り及び 式に関する。 吸規程によ	ド買増し、 <u>事項</u> は、F	株券失効	手続、	第 <u>13</u> 条	法令又は		扱い及び手数料は、 取締役会 <u>において</u> 定
<u>(基準</u>	日)								
第12条	に記載又は	毎年3月: は記録された その決算期の をすることと	た議決権を	を有する を を 主総会にま	*主を			(削除)	
2.	株主を確定は、取締行	か、第39条 <u>定するため、</u> 设会の決議 ることがで	、その他』 により予る	必要がある	5場合				
	Ź.	第3章 株	主総会					第3章 株主総	会
(招集)						(招集)			
7.1. <u>—</u> 7.1.	総会は必要	総会は毎年 要ある場合! は、本店所	に随時招負	集する。		第 <u>14</u> 条	(現行定	※ 第13条のとお	9)
	の東京都	区内にて招	集すること	とができる	5.				
						_(基準			
		(新設))			<u>第15条</u>)定時株主総会の 31日とする。	議決権の基準日は、
	産者及び議員					(-1>)-1-11	権者及び議	,	
第 <u>14</u> 条	社長がこれ役社長に基	は、取締役 れを招集し、 事故あると の代表取締	、その議員	長となる。 帝役会の決	取締	第 <u>16</u> 条	(現行定	款第14条のとお	9)
								類等のインター	ネット開示とみなし
		(新設))			<u>提供)</u> <u>第17条</u>	当会社は 参考書類 書類に記 を、法務 ネットを	3、事業報告、計 2載又は表示をす。 3省令に定めると 利用する方法で開	集に際し、株主総会 算書類及び連結計算 べき事項に係る情報 ころに従いインター 示することにより、 のとみなすことがで
							きる。	I O CIEN OIL O	-> <u>-> -> -</u>

	 現 行	定	款		変	更	案
				(決議	の方法)		
		(新設)		第18条	定めがある場	合を除き、出 いできる株主の	は本定款に別段の 席した議決権を行 議決権の過半数を
				2		_	る決議は、議決権
							主の議決権の3分
					の1以上を有	「する株主が出	席し、その議決権
					<u>の3分の2り</u>	(上をもって行	<u></u>
	権の代理行使)				権の代理行使)		
第 <u>15</u> 条			当会社の議決権	第 <u>19</u> 条	(現行定款第	第15条のとおり)
2.	権を行使する1名に限る。	ことができる。	して、その議決 但し、代理人は は株主総会毎に				
	代理権を証す ばならない。	⁻ る書面を当会社	に提出しなけれ				
(決議	の方法)						
第16条		を除き、出席し	定款に別段の定 た株主の議決権			(削除)	
	<u>決権の3分の</u> その議決権の) 1 以上を有する) 3 分の 2 以上で					
	総会の議事録	_				(Mr.144.)	
<u>第17条</u> 	議長及び出席	事は、議事録に した取締役が記 を当会社に保存	2名捺印又は電子			(削除)	
	第4章	取締役及び取締	役会		第4章 〕	取締役及び取締	帝役会
(員数)		((員数)			
第18条 (選任)		ス締役14名以内を	で置く。	第 <u>20</u> 条		518条のとおり)
		(主総会で選任す	- A	(選任 <u>2</u> 第21条	<u>り伝</u>) 取締役は、株	主総会で選任	する
			の議決権の3分				・ 権を行使すること
		-	し、その議決権]			分の1以上を有す
	の過半数 <u>で</u> 行				 る株主が出席 <u>て</u> 行う。	まし、その議決	権の過半数 <u>をもっ</u>
3.	取締役の選付	上決議 <u>について</u> は	、累積投票によ	3.	取締役の選任	上決議は、累積	投票によらないも
	らないものと	:する。			のとする。		

	 現 行		款			更	 案
(任期))u 11	~_	491	(任期)		~	
第 <u>20</u> 条	取締役の任期は、 期に関する定時株 る。 増員として選任さ 前に退任した取締 取締役の任期は、 了すべき時までと	一 主総会の終 れた取締役 でで補欠と 他の在任取	ー 結の時までとす 又は任期の満了 して選任された	第 <u>22</u> 条	取締役の日 事業年度の 総会の終結 増員として 前に退任し 取締役の日	→ 0うち もの時までとする で選任された取組 で、 こ選任された取組 この この に取締役の補り	1年 <u>以</u> 内 <u>に終了する</u> <u>の</u> に関する定時株主 る。 命役又は任期の満了 大として選任された 壬取締役の任期の満
	1) <u></u> w x (C	7 20		(代表	· · · —	へしかる。 役付取締役)	
	(穀	設)		第23条	取締役会に 選定する。 取締役会に	は、その決議に。 - は、その決議に。 享務取締役及び?	よって代表取締役を よって会長、社長、 常務取締役を定める
(取締役	と会の招集)			(取締行	受会の招集)		
2.	取締役会の招集通 役に対し会日の少 とを要する。但し、 この期間を短縮す 取締役及び監査役の 招集の手続を経な とができる。 役会の決議方法)	なくとも3 緊急の必要 ることがで の全員の同意	日前に発するこ 厚があるときは、 きる。 気があるときは、	第 <u>24</u> 条	(現行定家	水第21条のとおり	0)
第22条	取締役会の決議は、					(削除)	
(取締	<u>その出席取締役の</u> (新 役会の権限)	過半数で行 設)	<u>Ď.</u>	<u>第25条</u>		会社法第370条 役会の決議があ	の要件を充たしたと ったものとみなす。
	当会社の取締役会の取締役の職務の執	行を監督す		第 <u>26</u> 条	(現行定款	炊第23条のとおり	9)
_(代表)	取締役及び役付取約	帝役)					
	当会社を代表する をもって定める。 取締役会は、その記 副社長、専務取締 ことができる。	- 央議をもって	、会長、社長、			(削除)	

	 現	 行		 款			更	 案
				197				
	取締役会は結果につい録し、出り	こおける における いては、こ	れを議事	の要領及びその 録に記載又は記 査役がこれに記			(削除)	
					_(取締行	<u> </u>		
		(新記	꿏)		<u>第27条</u>		こ関するその他の 取締役会規程によ	事項は、取締役会
(計 小)	取締役の責	午台()			(計列目	<u>の足のる</u> 取締役の責任		<u>、つ。</u>
1	当会社は、 社外取締 為による すること	<u>商法第26</u> 役との間に 損害賠償責 ができる。	二、 <u>同条第</u> 賃任を限定 但し、当	[の規定により、 <u>1項第5号の行</u> する契約を締結 該契約に基づく 令の定める額と		当会社は、 り、社外 による損害 ることが	会社法第427条 反締役との間に、 害賠償責任を限定 できる。但し、当	第1項の規定によ 任務を怠ったこと でする契約を締結す 当該契約に基づく損 会の定める額とす
_(取締	i役会規程)							
<u>第27条</u>	取締役会(<u>項は、取締役会</u> 。			(削除)	
	第5章	監査役	及び監査後			第5章	監査役及び監	查役会
(員数) 第 <u>28</u> 条 (選任)	当会社は、	、監査役4	1名以内を	置く。	(員数) 第 <u>29</u> 条 (選任 <u></u>	(現行定詞	軟第28条のとおり))
×11		選任決議に を有する を	は、総株主	る。 の議決権の3分 し、その議決権	275	監査役の選 ができる	朱主の議決権の3	Eする。 R <u>権を行使すること</u> B分の1以上を有す R権の過半数 <u>をもっ</u>
		(新記	^ጌ)			に終了する	 殳の予選の効力に	は、選任後4年以内 o最終のものに関す fまでとする。

	現	行	定	款		変	更	案
_(補欠	監査役)							
	<u>ことにな</u> て補欠監	る場合に <u></u> を役を予&	備え、定時 め選任するこ	なの員数を欠く 株主総会におい ことができる。 株主の議決権の			(削除)	
3	<u>決権の過</u> . 第1項の	半数で行う	う <u>。</u> る予選の効	出席し、その議 力は、選任後最 笙の時までとす				
(任期)					(任期)			
第 <u>31</u> 条				内 <u>の</u> 最終の <u>決算</u> 吉の時までとす	第 <u>32</u> 条	事業年度の		4年 <u>以内に終了する</u> ②に関する定時株主 う。
	選任される	た監査役の 満了すべき	の任期は、込き時までとっ	投の補欠として B任した監査役 ける。 された補欠監査				
	<u>役が監査</u> 期は、退 までとす	役に就任し 任した監査 る。	した場合、 そ	された研入無量 その監査役の任 D満了すべき時				
	役会の招集						(Antak)	
第32条	の少なく	とも3日i 急の必要な	前に発するこ びあるときに	を役に対し会日 ことを要する。 は、この期間を			(削除)	
2.				<u>きは、招集の手</u> けることができ				
	役会の決議							
第33条			<u>法令に別員</u> との過半数で	<u>役の定めがある</u> で行う。			(削除)	
(監査後	公会の議事							
第34条)要領及びその 最に記載又は記			(削除)	
	録し、出	席した監査		こ記名捺印又は				
(治+共工円	電子署名	を行う。			() !!> !!! #	と 木 ⁄ / L \		
(常勤語 第25条		万選に	トル労勘験オ	査役を定める。		生査役) 監本犯会は	その泣謎によ	こって常勤監査役を
<u> </u>	血且仅は、	、 <u>ユ.迷</u> (し o	ト <u>ソ</u> 市 <u>別</u> 監1	± 1又で <u>に の</u> ()。	粉 <u>33</u> 苯	監査仅 <u>云</u> は、 選定 <u>す</u> る。	、 <u>C V/(大)酸</u> (によ	、 フ C 市 別 監 圧 仅 を

	現	行	定	款		変	更	案
					_(監査	役会の招集	<u>集)</u>	
		(新	設)		<u>第34条</u>		の招集通知は、各 とも3日前に発す	
							急の必要があると	
							ことができる。	<u> </u>
					2.	監査役の	全員の同意がある	ときは、招集の手
						続を経な	いで監査役会を開	催することができ
						<u>る。</u>		
(監査役	会規程)				(監査征	ひ会規程)		
第 <u>36</u> 条		12 4 7 -	その他の事 規程による。	項は、監査役会	第 <u>35</u> 条	(現行定	款第36条のとおり)
					(社外	監査役の責	責任免除)	
		(新	設)		<u>第36条</u>		t、会社法第427条6 監査役との間に、	
							害賠償責任を限定	
							できる。但し、当	
							任の限度額は、法	
						<u> </u>	120000000000000000000000000000000000000	,,e ,
		第6章	計算				第6章 計算	
(営業年	三度 <u>及び決算</u>	重)			(<u>事</u> 業年	 手度)		
第37条	当会社の賞	堂業年度(は毎年4月	1日から翌年3	第37条	当会社の	事業年度は、毎年	4月1日から翌年
	月31日まで	でとする。	,			3月31日	までとする。	
2.	. 決算は毎	営業年度	[末日に行う	0 .				
(<u>利益</u> 酢	2当 <u>金</u>)				(剰余)	<u>をの</u> 配当)		
第38条	利益配当金	とは、毎	営業年度末	日の最終の株主	第38条	当会社は	、株主総会の決議	<u>により、毎年3月</u>
				株主又は登録質		31日を基	準日として、剰余	金の配当をするこ
	権者に対し	して支払	<u>う。</u>			とができ		
					<u>2</u> .		、取締役会の決議	
							準日として、会社	
(, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,						項に定め	る中間配当をする	<u>ことができる。</u>
<u>(中間面</u>		/ /	A - 11 =16:		1		(Aptenta)	
第39条				より、毎年9月			(削除)	
				載又は記録され				
				<u>商法第293条ノ</u>				
			<u>分配(以下</u> とができる。	「中間配当」と				
	<u>v 1 7 。) を</u>	<u> </u>	こか じきる。	<u> </u>				

現 行 定 款 変 更 案 (除斥期間) (除斥期間) 第40条 利益配当金及び中間配当金は、その支払開始 第39条 期末配当金及び中間配当金は、その支払開始 の日から満3年を経過しても受領されないと の日から満3年を経過しても受領されないと きは、当会社はその支払の義務を免れるもの きは、当会社はその支払の義務を免れるもの とする。 とする。 (削除) 附則 (設立に際して発行する株式) 第1条 当会社の設立は、商法第364条の株式移転に よる。 2. 当会社の設立に際して発行する株式の種類は 普通株式とし、その数は771,498,064株とす る。 3. 前項の規定にかかわらず、平成17年3月31日 (以下「株式数算定基準日」という。) の翌 日以降、株式移転をなすべき時期の前日まで に、第一製薬株式会社及び三共株式会社のそ れぞれが自己株式を消却した場合、並びに第 一製薬株式会社及び三共株式会社がそれぞれ 発行した新株引受権及び新株予約権が行使さ れて各社の普通株式の発行があった場合には、 当会社の設立に際して発行する株式の数は、 次の第(1)号及び第(2)号の数の合計から1株 に満たない端数を控除した数とする。 (1) 286,453,235から、株式数算定基準日の翌 日以降に第一製薬株式会社が消却した自 己株式の数を減じ、且つ第一製薬株式会 社が発行した新株引受権及び新株予約権 の行使により株式数算定基準日の翌日以 降に新たに発行された普诵株式数を加え た数に1000分の1159を乗じた数 (2) 439,498,765から、株式数算定基準日の翌

旦以降に三共株式会社が消却した自己株 式の数を減じ、且つ三共株式会社が発行 した新株予約権の行使により株式数算定 基準日の翌日以降に新たに発行された普

通株式数を加えた数

現	行	定	款	変	更	案
_(最初の営業年	度)					
第2条 当会社	の最初の営	業年度は、	第37条の規定に			
かかわり	らず、当会	社の設立の	日から平成18年			
3月31日	までとす	<u>る。</u>				
(最初の監査役	の任期)					
第3条 当会社	の最初の監	査役の任期	は、第31条第1			
項の規定	官にかかわ	らず、就任	後1年内の最終			
の決算期	別に関する	定時株主総	会の終結の時ま			
でとする	5					

第4号議案 取締役10名選任の件

取締役全員(10名)は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となります。 つきましては、取締役10名の選任をお願いいたしたく、その候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏名、生年月日	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する当社 の 株 式 数	当社との 利害関係
1	たり た きょし 森 田 清 昭和14年3月29日生	昭和37年4月 第一製薬株式会社入社 昭和63年4月 同社医薬営業情報部長 平成3年4月 同社医薬業務部長 平成3年6月 同社取締役 平成5年10月 同社医薬担当 平成7年6月 同社代表取締役専務 平成9年6月 同社代表取締役専務 平成11年6月 同社代表取締役社長(現任) 平成17年9月 当社代表取締役会長(現任) 他の法人等の代表状況 第一製薬株式会社代表取締役社長 ラボラトワール第一サノフィ・アベンティス 代表取締役社長	普通株式 40,788株	なし

候補者番 号	氏名、生年月日	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する当社 の 株 式 数	当社との 利害関係
2	によう だ たかし 庄 田 隆 昭和23年6月21日生	昭和47年4月 三共株式会社入社 平成11年1月 同社欧州部長 平成11年6月 同社海外医薬営業本部長 兼欧州部長 平成13年6月 同社取締役 平成14年6月 同社常務取締役 平成15年6月 同社代表取締役社長 平成17年9月 当社代表取締役社長 東成17年9月 当社代表取締役社長兼三共株式会社 取締役(現任)	普通株式 59,600株	なし
3	なが さこ ひろ ゆき 永 迫 弘 幸 昭和14年5月17日生	昭和37年4月 第一製薬株式会社入社 昭和63年4月 同社経営企画室長 平成3年4月 同社経営企画担当 平成3年6月 同社取締役 平成5年6月 同社経営企画、広報担当 平成7年6月 同社代表取締役 平成11年6月 同社代表取締役専務 平成15年6月 同社代表取締役副社長 平成17年9月 当社取締役(現任) 中成17年9月 当社取締役(現任)	普通株式 16, 249株	なし
4	いけ がみ きす ひる 池 上 康 弘 昭和14年12月24日生	昭和37年4月 三共株式会社入社 平成6年9月 同社福岡支店長 平成12年9月 同社医薬営業企画部長 平成13年6月 同社取締役 平成14年6月 同社専務取締役 平成15年6月 同社代表取締役副社長 平成17年9月 当社取締役兼三共株式会社代表取締役制化長(現任)	普通株式 29, 400株	なし

候補者番 号	氏名、生年月日	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数	当社との 利害関係
5	うね っとむ 采 <u>孟</u> 昭和22年12月11日生	昭和45年4月 第一製薬株式会社入社 平成9年10月 同社研究開発企画部長 平成10年6月 同社開発渉外部長 平成11年6月 同社研究開発戦略部長 平成11年10月 同社研究開発戦略担当 平成13年6月 同社研究開発戦略担当 平成14年10月 同社常務取締役(現任) 平成17年9月 当社取締役(現任) 他の法人等の代表状況 サノフィ・アベンティス第一製薬株式会社 代表取締役副社長 第一製薬(北京)有限公司董事長 韓国第一製薬株式会社代表理事	普通株式 4,272株	なし
6	に ひら くに お 仁 平 圀 雄 昭和8年4月6日生	昭和32年4月 警察庁入庁 平成元年6月 警察庁警務局長 平成2年12月 警視総監 平成11年6月 社団法人日本自動車連盟会長 平成15年6月 三共株式会社取締役(現任) 平成17年9月 当社取締役(現任) 他の法人等の代表状況 なし	普通株式 15, 200株	なし
7	だし かわ よし ふみ 西 川 善 文 昭和13年8月3日生	昭和36年4月 株式会社住友銀行入行 昭和61年6月 同行取締役 平成元年6月 同行常務取締役 平成3年11月 同行専務取締役 平成8年5月 同行副頭取 平成9年6月 同行頭取 平成13年4月 株式会社三井住友銀行頭取 平成14年12月 株式会社三井住友フィナンシャルグ ループ取締役社長 平成17年6月 第一製薬株式会社取締役(現任) 平成17年9月 当社取締役(現任) 他の法人等の代表状況 日本郵政株式会社代表取締役社長	普通株式 0株	なし

候補者番 号	氏名、生年月日	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する当社 の 株 式 数	当社との 利害関係
8	や ベ じょうたろう 矢 部 丈 太 郎 昭和14年1月8日生	昭和38年4月 公正取引委員会事務局入局 平成3年6月 同取引部長 平成4年7月 同経済部長 平成6年7月 同審査部長 平成8年6月 同審査局長 平成9年6月 同事務総長 平成11年4月 大阪大学大学院法学研究科教授 平成16年4月 実践女子大学人間社会学部教授(現任) 平成17年6月 第一製薬株式会社取締役(現任) 平成17年9月 当社取締役(現任) 他の法人等の代表状況 なし	普通株式 2,318株	なし
9	^{すぎ た} かっ ゅき 杉 田 力 之 昭和17年10月13日生	昭和41年4月 株式会社日本勧業銀行入行 平成6年6月 株式会社第一勧業銀行取締役総括部長 平成9年6月 同行代表取締役頭取 株式会社みずほホールディングス取締役社長兼任 平成14年6月 株式会社みずほフィナンシャルグループ名誉顧問(現任) 平成15年6月 三共株式会社取締役(現任) 平成17年9月 当社取締役(現任) 他の法人等の代表状況なし	普通株式 11,500株	なし
10	^{すぎ むら} がき お 杉 村 征 夫 昭和17年1月16日生	昭和41年4月 三共株式会社入社 平成5年9月 同社活性物質研究所長 平成11年9月 同社研究本部副本部長 兼研究企画部長 平成13年6月 同社取締役 平成14年6月 同社専務取締役 平成15年6月 同社代表取締役副社長(現任) 他の法人等の代表状況 三共株式会社代表取締役副社長	普通株式 13, 408株	なし

⁽注) 取締役候補者のうち仁平圀雄、西川善文、矢部丈太郎、杉田力之の各氏は、社外取締役の候補者であります。

第5号議案 監査役4名選任の件

監査役全員(4名)は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の 選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏名、生年月日	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する当社 の 株 式 数	当社との 利害関係
1	か だ こう ぞう 和 田 耕 三 昭和14年1月6日生	昭和37年4月 三共株式会社入社 平成元年7月 同社経理部次長 平成3年6月 同社監査部長 平成10年6月 同社監査役(現任) 平成17年9月 当社常勤監査役(現任) 他の法人等の代表状況 なし	普通株式 15, 571株	なし
2	いの うえ あつ お 井 上 敦 郎 昭和15年4月11日生	昭和40年4月 第一製薬株式会社入社 平成3年4月 同社国際開発部長 平成7年6月 同社取締役 平成7年10月 同社医薬開発企画部長 平成9年10月 同社国際事業部長 平成11年5月 同社国際事業担当兼国際事業部長 平成11年6月 同社常務取締役 平成17年9月 当社常勤監査役(現任) 他の法人等の代表状況 なし	普通株式 42, 720株	なし
3	しま だ かおる 島 田 馨 昭和9年3月16日生	昭和35年4月 東京大学医学部第一内科入局 昭和47年4月 東京都養育院付属病院微生物科長 昭和59年8月 東京大学医科学研究所感染症研究部 教授 平成3年4月 東京大学医科学研究所付属病院院長 平成8年4月 東京専売病院院長 平成15年6月 三共株式会社監査役(現任) 平成17年9月 当社監査役(現任) 他の法人等の代表状況 なし	普通株式 2,610株	なし

候補者番 号	氏名、生年月日	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する当社 の 株 式 数	
4	のぐ ち こうけい 樋 口 公 啓 昭和11年3月14日生	昭和35年4月 東京海上火災保険株式会社入社 平成元年6月 同社取締役 平成3年8月 同社常務取締役 平成7年6月 同社専務取締役 平成8年6月 同社取締役長長 平成13年6月 同社取締役会長 平成15年6月 同社相談役(現任) 平成16年6月 第一製薬株式会社監査役(現任) 平成17年9月 当社監査役(現任) 他の法人等の代表状況 なし	普通株式	なし

(注) 監査役候補者のうち島田 馨氏、樋口公啓氏は、社外監査役の候補者であります。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏名、生年月日	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する当社 の 株 式 数	当社との 利害関係
たり わき サル お森 脇 純 夫 昭和32年3月3日生	昭和56年4月 弁護士登録 石井法律事務所入所 平成3年4月 石井法律事務所パートナー(現任) 他の法人等の代表状況 なし	普通株式	なし

(注) 候補者は、社外監査役の補欠の候補者であります。

【議決権の行使等についてのご案内】

(1) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として株主 総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となり ますのでご了承ください。

- (2) 株主総会参考書類及び計算書類等の記載事項を修正する場合の周知方法 株主総会参考書類及び計算書類等に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後 の事項を当社ホームページ (http://www.daiichisankyo.co.jp/) に掲載いたしますのでご了承 ください。
- (3) 書面とインターネット等による議決権行使が重複してなされた場合の取扱い 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4) インターネット等による議決権行使が重複してなされた場合の取扱い インターネット等によって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを 有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (5) インターネット等による議決権行使のご案内
 - ① 議決権行使サイトについて
 - ア. インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話(iモード、EZweb、Vodafone live!)から、当社の指定する議決権行使サイト (http://www. evote.jp/)にアクセスし、ご利用いただくことによってのみ実施可能です。 (「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Vodafone live!」はVodafone Group Plcの商標または登録商標です。)
 - イ. パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、議決権行使サイトにおけるインターネットによる議決権行使ができない場合もございますので、その旨ご了承ください。
 - ウ. 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Vodafone live!のいずれかのサービスをご利用可能であることが必要です。同サービスが利用可能な場合でも、セキュリティ確保のため暗号化通信(SSL通信)及び携帯電話情報送信が可能な機種にのみ対応しておりますので、携帯電話の機種によってはご利用いただけない場合がございますのでご了承ください。
 - ② インターネットによる議決権行使方法について
 - ア. パソコンをご利用の場合、http://www.evote.jp/にアクセスすると表示されます「会社一覧」画面で会社名「第一三共株式会社」を選択、次に表示される「インターネット議決権行使ホームページ画面」で「議決権行使」をクリックいただきますと「本人認証」画面が表示されます。

携帯電話をご利用の場合、上記URLにアクセスすると表示されます「議決権行使サイト」画面で「ログイン」ボタンをクリックしていただきますと「本人認証」画面が表示されます。

いずれも「本人認証」画面で、同封の議決権行使書に記載の「議決権行使コード」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- イ. 株主様以外の方による不正アクセス ("なりすまし") や議決権行使内容の改ざんを 防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更 や、専用の電子証明書の取得(または携帯電話番号情報の送信)等をお願いすること になりますのでご了承ください。
- ウ. 「議決権行使コード」は株主総会の招集の都度新しいコードをご通知いたします。また株主総会の招集ご通知をパソコンに電子メールで送信することに同意された株主様につきましては、ご自分の「パスワード」を株主様が変更されるまで継続的にご利用いただくこととなりますので、パスワードの管理には充分ご注意ください。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(ダイヤルアップ接続料金・電話料 金等)は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合はパケット通信料そ の他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となり ます。
- ④ 招集ご通知の受領方法について ご希望の株主様は、次回の株主総会から、招集ご通知を電子メールで受領することができ ますので、パソコンにより議決権行使サイトでお手続きください。携帯電話ではお手続き できません。また携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承くだ さい。

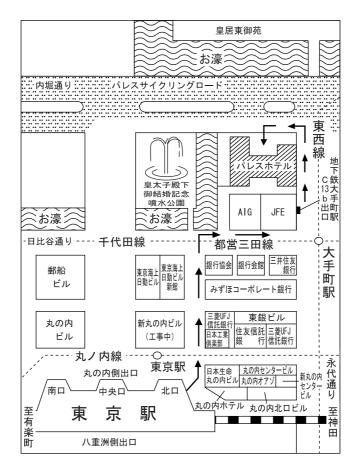
システム等に関するお問合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク) 電話 0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

以上

第一三共株式会社 株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場:東京都千代田区丸の内一丁目1番1号(〒100-0005) パレスホテル2階 ローズルーム TEL 03 (3211) 5211 (代)



徒歩でお越しの節は矢印 (→) の方向へお進みください。 交通 ○地下鉄 大手町駅下車 (C13b出口) 徒歩2分 ○JR東京駅(丸の内北口) 徒歩7分